

民法改正(法定金利引き下げ)による金融機関実務への影響

拝啓

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、来る2017年10月3日(火)に、下記要領にて、セミナーを開催させて頂くことになりましたのでご案内をさせていただきます。

ご多忙中誠に恐れ入りますが、是非、ご参加賜りたく弊社スタッフ一同、心からお待ち申し上げます。

ご参加のご意向につきましては、メールまたはお電話にて弊社担当者にご連絡をいただけますよう、よろしくお願いたします。また、事前にご登録のないお客様にはご参加をお断りさせていただく場合がございますので、事前のご登録をお願いいたします。

敬具
グローバル・マーケット担当
執行役員 明渡 則和

- | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【日 時】 | 2017年10月3日(火) 11:30 ~ 12:30
● 当日会場にてお食事をご用意させていただきます。 |
| 【会 場】 | アーバンネット大手町ビル 17階 大会議室 (入口Aよりお入り下さい)
住所: 〒100-8130 東京都千代田区大手町2丁目2番2号 |
| 【スピーカー】 | 三井法律事務所 弁護士 松島 基之 様 |
| 【内 容】 | 民法(債権法)の改正が国会で成立しました。この改正による法定金利引き下げは、損害保険会社決算にネガティブな影響を与える可能性があります。
今回は、三井法律事務所 松島 基之 弁護士をお招きし、影響の詳細や、他金融機関で法定金利引き下げの影響が出る業種についてお話しいただきます。 |
| 【進 行】 | エクイティ・リサーチ部 シニアアナリスト(証券・保険・ノンバンク担当) 大塚 亘 |
| 【定 員】 | 20名様程度を予定いたしております |

<スモールミーティングに際してのご留意>

弊社主催のスモールミーティングは、当該企業(以下「当社」)の既発表決算の内容、業界環境や技術動向、経営戦略のアップデートや中長期見通し等を議論することで、当社への理解を深めていただくことを目的とするものです。未公表の重要事実を含む法人関係情報の取得を目的とするものではありません。未公表の決算情報や足元の業績等に係る内容については、法人関係情報に該当しうるのであることから、本ミーティングのテーマとはいたしません。仮に、法人関係情報に該当しうる情報が伝達された場合は、弊社アナリストが当社に対し速やかな公表をお願いするとともに、参加された投資家の皆様に情報管理のための措置をお願いする場合があります。本ミーティングの趣旨をご理解いただき、議論に際しては、法人関係情報に該当しうる質疑は避けていただくとともに、情報の取扱いについてご留意いただけますようお願い申し上げます。

ご出席登録頂いたお客様の所属機関・部署・役職・氏名・連絡先は今企画の講師関係者に報告させていただきます。

尚、この案内状は(提供された)お客様限りでご使用ください。

案内状の内容のいかなる部分も、電子的または機械的方法を問わず、いかなる目的であれ、複製または転送を行わないようお願い致します。